

論文

戦前農村部における託児所の奨励と普及活動(2) — 緋田工による農繁期託児所の経営方法と開設指針 —

相楽 真樹子

(受理日：2023年1月25日)

Dissemination and Enlightenment Activities of Daycare Centers
in Prewar Rural Areas (2): Management Method and Opening Guidelines
for a Nursery School During the Busy Farming Season by Takumi Akeda

Makiko SAGARA

要旨

本稿は、大正末期から昭和初期において岡山県社会事業協会及び社会教育研究所の研究者であった緋田工に着目し、岡山県を中心に実施した農繁期託児所の奨励と普及活動について史料をもとに経過を辿った。緋田は、農繁期託児所の奨励と普及活動に関して先鞭をつけた山口県や愛媛県に続き、岡山県内の村や部落を対象に現地調査を実施、農繁期に幾度となく起きていた痛ましい子どもの事故を減らして安全に過ごせる施設の在り方を模索していた。結果、農繁期託児所は、児童保護・労働保護のために多忙な農家を手伝うことを第一義的な目的とする施設であり、教育的な考慮も図られるべきではあるものの、教育的態度を深く尊重するあまり過大な教育的関心を寄せすぎない性質を持つ場所として位置付けられた。このような位置付けには、開設に係る設備や運営費などに関して過大にお金の負担がかけられない貧しい農村の暮らしが背景にある。1932(昭和7)年、緋田の研究成果である「農繁期託児所開設指針」が『社会事業』に掲載された。この開設指針は、これから事業として農繁期託児所を開設しようとする人々に向けて示されたものであり、施設の設置や運営をきっかけにして、お金をかける代わりに村の人々の協力を得たり様々工夫したりするなど積極的に行動を起こすことを奨励している。緋田は、農繁期託児所の開設を通じて各村や部落など農村部そのものの発展を願っていた。

キーワード：農繁期託児所、経営方法、開設指針、社会教育研究所

はじめに

戦前農村部における託児所とは、農繁期託児所あるいは農繁託児所、季節託児所ともよばれ、常設の託児所とは異なり、農業の繁忙期に一定期間のみ開設された保育施設である。大正末期から昭和初期において、山口県は全国でも農繁期託児所数が多い県として知られているが、これは、1925(大正14)年、山口県社会事業協会より発行された『農繁期託児所』が普及のためのパンフレットとして作成され流通した事実からもその増加の経緯が読み取れる¹⁾。作成の目的は、農繁期託児所

の奨励と普及のために本施設を開設する具体的な実施要綱を示す役割を担う冊子が必要だったためであり、実際に農繁期託児所の開設、運営に携わった小学校教員の意見をもとに具体的な内容が構成・編集されている。これには、山口県社会課の担当職員と当時、田部高等女学校の校長職に就いていた教育者、山中六彦が中心となり普及に努めたことが明らかとなっている²⁾。

一方、山口県に次いで岡山県においても、同時期に県内の農繁期託児所の奨励と普及に向けた動きが見られる。日本幼稚園協会から刊行されてい

た『幼児の教育』という全国誌に、岡山県真庭郡河内村農繁期託児所（農繁期託児所の実例）」が掲載され、この村の農繁期託児所に関する開設及び運営状況が詳細に報告されていたことも挙げられる³⁾が、中でも、短期間のうちに農繁期託児所の経営方法から開設指針に至るまで著作を発表し続けている緋田工という人物の存在が目立つ。緋田工とはいかなる人物なのかを調べてみると、岡山県出身であり、大正中期から昭和の始めまでは、岡山県社会事業協会（嘱託）や社会教育研究所の研究員として農繁期託児所の研究に従事、その後は、国の機関で研究活動を継続していたことが分かっている⁴⁻⁹⁾。他には、倉橋惣三と児童保護について農繁期託児所を舞台に考察した国枝幸子の研究¹⁰⁾において、倉橋惣三と緋田工が共著で発表した「農繁託児所の経営」¹¹⁾が取り上げられているものの、国枝は、緋田が岡山県にて調査研究した結果を踏まえた意見は貴重と捉えたものの、基本的には緋田の考えは倉橋と同じという視点でそれ以上の言及はなく、緋田の研究に対する考察はしていない。このように、緋田工が残した農繁期託児所に関する刊行物は複数存在しているのだが、農繁期託児所研究において緋田工の研究を扱っている論文は見当たらない。

そこで本稿では、緋田工が農繁期託児所の研究を始めたきっかけやこの施設の普及・開設に向けた動き及び経営方法、そして、農繁期託児所開設指針が社会に示されるまでの経緯と内容を明らかにすることを目的とする。その際、緋田がどのような思いを抱えながら研究を進めていったのか、開設指針執筆にたどり着く経緯やその内容について具体的にまとめていく。これは、農繁期託児所に関する法的な枠組みや規程がないこの時代の実態に触れる機会につながるため大変意義があると考えられる。なお、本稿では、史料に記された名称及び記述を原文で用いる場合以外は、農繁期託児所という表記で統一する。

1. 大正末期の岡山県における農繁期託児所の開設と実際

「農繁託児所の成績」は、1925（大正14）年、当時、岡山県社会事業協会の嘱託員として農繁期託

児所の奨励と普及に尽力していた緋田工（以下緋田）が、現地調査をもとに現状をまとめたものである¹²⁾。農繁期託児所とは「1. 田植えの時期は勿論、養麗期でも、ずいぶん親達が忙しいから、その間だけ子供を預かって親たちの手邪魔をとりかけてあげるため」「2. 親達が農繁のために気忙しく働いていると、自然子供のお守りがおろそかになるため、子供が溝に落ち込んだり、鎌で手を切ったりするおそれがあるので、それを保護してあげるため」といった目的のために設ける農村社会施設と考えられており、子どもの世話にあたる人は、小学校の女教員や婦人会役員、あるいはお寺の奥様達にお願いして3歳位からの幼児を預かることから、「預ける方もかなり成功を気遣い、預かる方も余程心配をしたものの、初日こそ困った子どももあったが数日経つ間に場や人に慣れることで次第に容易になった」と記されている。そして、田植え時期に際して開設した所が合計18ヶ所、郡別だと、小田郡六、吉備郡四、苔田郡三、赤磐・上道・御津・児島・郡窪各一、そのうち、吉備郡服部村婦人会有志で経営された託児所は特に好成績をあげたという記録がある。子どもを預かる行為は「子守り」と表現され、全所倉森治平氏の世話により7月下旬の午後に同氏宅における婦人会役員有志会合に出席して託児所開設に関する注意や経営方法を詳しく話していることが記されていた。翌日から直ちに服部村の農繁託児所が開設、初日に集まった子どもは30人で経営者の熱心な努力の結果、村内の父母達の歓迎を招き、日を追うごとに子どもが増加、遂に1日68人の子どもを預かる好成績を上げたということである。子どもの昼食は経営者が炊き出した握り飯が全日振舞われ、その米の量は一斗二升五合であった。農繁期託児所は沢山の子どもを預かるのみが理想ではなくて、小さい範囲の区域で5人か7人の子どもを預かる平易なものを極力奨励、しかし、平易なものでも経営上手で子守りが巧妙ならば、子どもが増えることは結構であるという。大きな区域で開設しても子守りが下手で経営がまずければ、沢山の子どもが集まるものではなく、子どもが綺麗な着物を着てくるようでは託児所の使命に適さないため、お祭りでなければ着せないような一張羅の着物を

託児所へよこすためにわざわざ着せる必要はないと注意書きがあり、婦人会の役員の方々へはこのことをよく話して、託児所の世話をするときは、つとめて着古しの着物をつけて、子どもを預ける方に対して預けることを遠慮するようなことが生じないようにお願いしたこと付け加えていた。この種の弊害がほとんど生じず経費も40円そこそこで済んだことから、農繁期託児所は、金持階級の道楽仕事ではないため、託児所はつとめてお金を使わず、母親たちにも払わせないような施設にするのが理想であり、教育的に考えるなどは第二次的な希望とすべきであるという主張が存在している。また、お弁当においては、服部村では、託児所側が全部無償で与えたが、各土地の事情では子どもに持参させたところや昼食を食べに帰らせたところもあり、御津郡大野村、土光午次郎氏の経営の託児所では1食平均6銭9厘を要した様であった。更に、間食の与え方や品種も色々であったが、土光氏のところでは、お煎餅などを与えて平均1日4銭を要していたことから、農繁期託児所は、各所共に非常な歓迎を受けたことは間違いなく、設け得るか否かについては、疾走する人があるかないかで決まるため、疾走する人があれば子守りに当たる人も子どもも集まると結論づけられ

ていた。結びの部分では、筆者である緋田のコメントが文章で綴られており、「農繁期託児所もやはり人物だなあ！」と感慨深い気持ちと、各村の人々と共に協力して施設を開設・運営した経験から、農繁期託児所運営に対する確かな手ごたえを感じていることが分かる。

2. 岡山県における大正14年度の挿秧期農繁託児所開設状況

1926（大正15）年、社会教育研究所より発刊された「託児所の経営と其教育の基調（附 農繁託児所の経営）」の巻末には、1925（大正14）年の岡山県における大正14年度挿秧期農繁託児所開設状況報告が掲載されている¹³⁾。(表1～表6参照)

感想そのものに対するコメントなどの記述はなかったが、結語として、「書き終わって、さて前編を読み返してみると、託児所のことをかいたのか、人間としての道をかいたのか、割然とした見分けのつかぬものになって終わっている。読者のなかには、これは随分楽なものだと思う方があるに違いないと思う。」と綴っている。緋田は、農繁期託児所の経営や開設が読者に楽であると思わせるような書きぶりになっていることを感じながらも書かずにはいられないと考えていること、そして、

表1 経営全体、保姆の身分、及開設状況

経営主体	保姆の身分	開設数
町村及小学校共営	小学校男女教員	1
婦人会	婦人会役員及小学校男女教員	5
僧侶	僧侶夫妻及婦人会員	5
濟世団体	小学校女教員	2
児童保護団体	小学校女教員及婦人会員	2
個人	小学校女教員魚行商人妻女	3
計		18

表2 収容人員別開設数調

1日平均10人以内を収容したるもの	6
20人同	3
30人同	5
40人同	3
50人同	1
計	18

表3 開設場所

小学校	4
寺院又は祠堂	8
公会堂	2
民家	4
計	18

表4 食事に関する調

託児所にて昼食を炊飯したるもの	2
弁当を持参せしめたるもの	16
計	18

表5 託児料に関する調

託児料を徴収したるもの（1週間：50銭，2週間：1円50銭）	2
無料のもの	16
計	18

表6 実施者経営後の感想

1. 夕方児童を帰宅せしむるとき、少々宛の菓子を与え、保姆から『明日も早くお出でなさい。先生と早いごっこをませう』といってもらったのが出席率を向上せしめたように思う。
2. 最初の試みとして、保護者の児童も不安に思ふから、充分の上にも充分に趣旨を宣伝しておかなければならぬ。
3. 農繁託児所として最も適当なる玩具を研究したし。
4. 村内の篤志者より、予め絵本等の寄付を受け、集めおくこと。
5. 託児所実施後は父兄の感想を聞き、将来改善の参考に資すること。
6. 予め子供の名を充分に聞いておくことを忘れてたりして、初日など泣き出ししたりした場合、手順をつけるために不便を感じた。
7. 間食は一度に多量を与えずに、二度のものを三度に分けて与えた方が長時間の託児には適当である。
8. お昼に託児所でお弁当を作る場合には、これを握り飯として帰宅前に1個ずつ与えると、帰宅早々食事を急いで母親を困らす等の心配がなくてよい。
9. 子供を所謂学校式扱い、若くは幼稚園式扱いにすると子供が馴付きにくい。最初から家庭的に扱って、名前の呼び方なども家庭のままに呼ぶことにすると早く親しくなる。
10. 解説に当たって、子供を預けることを遠慮させぬためには、どうしても数回戸別訪問してよく趣旨を説明しておかなければならぬ。
11. 最初から純粋に、3歳5歳の子供に限定せず、10歳程度の子供も混合して遊ばせることにした方が馴れ易い。
12. 子供を預けることを遠慮する人の中には、却って保育料を徴収するのを喜ぶ人がある。
13. 此の種託児所は、平素諸般の交渉深い部落を範囲として開設するのが便利である。
14. 子供も親も、非常に此の施設を徳としてくれるので嬉しさに堪えない。
15. 婦人会も従来名前倒れの謗を受けていたが、この事業で成功すればその不名誉も取り返すことが出来るし、色々の点から見て有意義なる事業であると思った。
16. どうか毎年解説して欲しいと希望する保護者が多い。
17. 開設前において、之が経営方法及び幼児の扱ひ方等に関し当事者に講習せしむる必要がある。
18. 3, 4歳の子供と、5, 7歳の子供とは組を分けて遊ばせ、その内大きい子供に、小さい子供の守りを手伝ってもらおうと非常に遊ばせよい。
19. 母親や祖母など、親しいものが連れてくると、別れるとき別れにくい。
20. 朝は託児の友が一同となって来るのが一番よい。
21. 馴れて泣く者がなくなると、争う者が生じた。
22. お弁当は日の経つにつれて次第に沢山食べる様になった。
23. 間食は委託家庭から交番に(児童にしろさずに)寄贈することにすればよいと思う。
24. 農繁託児所の成績がよいので常設幼稚園を開設してくれよと希望を申し出るものが沢山出来た。
25. 争いの仲裁に特に注意して社会生活を習わせたい。
26. 委託者の宅を訪問してみたが、みんな大層喜んでゐる。
27. 子供が人前に出るのを『臆める』から託しなかつたといふことを閉所後聞いた。
28. 子供を一人だけ世話をするのさえないかなか困難なのに、沢山集めて、それを一人や二人で世話ができるものかといつて危ぶみ、託児するのを見合はせたものがあった。
29. 新聞社に後援してもらって、活動写真を昼間映写して見せたら大喜びであった。

緋田工『託児所の経営と其の教育の基調／附・農繁託児所の経営¹³⁾』123-131頁より作成

この著述に記した以外のことについて、立場を異にして考える人が発表するに違いないと述べており、研究を積んでもう少ししっかりしたものを書きたいという思いも綴っている。緋田は、農繁期託児所を開設するにあたり、きちんとした内容の書物が書かれていないことを憂い、徹底して自分の信じる道を独往し続ける意思を書面で記していた。

3. 岡山県における農繁期託児所の経営方法と開設項目

1927(昭和2)年に出版された岡山県社会事業協会『連帯時報』7巻4号に収められた「農繁託児所の実際」は、緋田が手掛けた岡山県社会課刊行の単行パンフレット及び岡山県農会機関雑誌に執筆した農繁期託児所に関する趣旨や経営方法の

中から、緋田自身が本誌用に概要を記したものである¹⁴⁾。その意図は、実際に農繁期託児所を経営するとなると、もう少し実際の設置方法を示したものが必要であること、挿秧期を控えた4月において、季節の町村や未設の地方においても、本夏こそはこの施設を講じたいと希望していることから、有志者各位の参考になればという思いがあったからである。表7は、緋田が記した農繁期託児

所開設に関する項目とその内容（抜粋）である。

緋田は、結語として、「紙面の都合上本編は以上を以て一応結びとしなければならない事となったが、本施設は今やその盛んなること全国第一を以て目せられているのである。私は、県下一般更に一段の進展を期せられんことをここに切に望むものである。」と綴っており、ここに農繁期託児所の奨励と普及に努めんとする緋田の思いが窺える。

表7 「農繁託児所の実際」掲載の農繁期託児所開設に関する項目とその内容

項目	内 容
農繁託児所の趣旨	・農繁託児所は、農業の繁忙なる季節に農村において、児童を収容し手邪魔を除けると共に、児童の保護教養に任ずるのを以て目的とするものである。5月雨頃の農村は、川や溝など灌漑用水で満ち、幼童が用水溝で溺死する報道を目にする。また、挿秧期の農民の多忙さは言うまでもないことで、可愛い子どもも世話ができず、多くは止むを得ず放任するという有様である。そこで、その季節において随時的に児童を預かり、家族の労働能率を向上すると共に、児童の健康を保護するために農繁託児所を設けるのである。農繁託児所の教育的使命というものは第二次的なもので、第一は、社会事業的使命にある。勿論、非教育的な預託をしてよいというのでは断じてないが、教育ということよりも、まず、児童保護並労働保護ということを第一に考えなければならない。
経営主体と経費	・本県においては、村公営として実施しているところもあれば、婦人会、児童保護会、耕作組合などが経営したものがある。そして、如何なる団体が経営するのを一番便利にするかと言えば、村の公営とするか又は婦人会、済世会、児童保護会などの経営とするのが便利である。本施設を講ずるなどは、婦人会や女子青年会の仕事として好適ではないか。経費は、村公営の場合においては説明するまでもないが、婦人会などにおいては、その会費をもって支払いしたらよいと思う。その他、特志者の寄付金もあるだろう。年1回の講演料に弐拾円内外の金はどこでも使っているが、農繁託児所も1ヶ所だけならそれくらいの金で出来る。
農繁託児所の保姆	・農繁託児所は、教育事業を第一目的として実施するものでもないで、保姆として児童の世話に任ずるのは、公認の保姆資格を有するものでなければならないことはない。勿論、有資格者で立派な人格、燃ゆるが如き熱誠を有する女性が得られればこれに越した幸福はないが、そうした人物でなくては保姆の任に眷ること、農村においては到底これを実施することが出来なくなる。実際、経験に徹しても無資格のものが経営したものの必ずしも成績不良でも何でもない。往々にして、未経験者にして熱心なる女性の経営した託児所がかえって感激的成績を挙げているのである。これも、農村中流以上の家庭の主婦、または、補習学校生徒、学校教師の婦人、女教師、神職僧侶官の大人等、比較的有閑階級の女性が奉仕的にその世話に任ずるのである。更に、地主の家庭の主婦、令嬢が、「なりふり構わずこの託児所のために奔走し、世話に任じることとなれば、その意思更に深きを覚える。
保姆の服装	・村の婦人会や女子青年会の集まりともすると衣装の陳列会という気持ちのするものが多い。婦人の身だしなみは大切なものかもしれないが、農繁託児所は美美的服装を最も忌む。それは、保姆が美美的盛装で出勤していると子どもを預けることを親たちが気がねするばかりではなく、子ども自身の服装が勢い美しくなって来るからである。5月の雨に濡れ泥にまみれた田草の頃に子どもに美しい着物を着せなくては預けにくい託児所では良好の成績は繋げにくい。農繁託児所の保姆は、粗末な生飴、簡易な結髪、身軽い服装で従事しなければならない。銘仙の着物の出で立ちでは、農繁託児所の感激的保育は望み難い。
設置する場所	・町村全体のを1ヶ所の小学校へ集合することは色々な点から見て不便である。往復の途中で危険が伴うのみならず、往復の道程が遠いこと、自然預託するのが困難になり、折角の好施設も遍く利用されないこととなる。そこで、1村1ヶ所というのは保姆を得難い場合や経営の都合上止むを得ない場合のみであると考える。そして、各部落に設ける場合においては、公会堂、社寺または一般民家の一部等を開放してもらって開設することとする。天気の良い日なら庭に蓐を敷いて屋外で保育してもよく、又、公会堂で保育する場合においても決して朝から晩まで屋内で遊ばせる方法をとるべきではない。家屋は唯施設の中心をなすだけで、保育の大部分は屋外において適当な方法の下で行わなければならない。即ち、日中適当な時をもって鎮守の森へ行行列を作って出掛けたら、隣部落の託児所へ出掛ける、小学校へ出掛けるな

項目	内 容
設置する場所	<p>どすべきである。その場合は、各児童に国旗の類をかつがせて、戦闘では豆太鼓を打ち『何々農繁託児所』の旗を押し立て進軍するのもよい。その時は、男の子なら新聞紙性の兜をかつがせ、女の子ならお人形を負わせて進軍させるのも面白いだろう。そしてこの進軍は、まだ、託児所に親しまず集まらぬ児童たちを託児所に吸いよせるのに効果がある。</p>
受託児童の年齢	<p>・親の手邪魔になる点からいうと、乳児を預かることにするのが一番良いが、乳児を預かるには保育には熟練を要し、色々の困難が伴い、託児所全体を失敗に終わらしめる結果になる。故に、当分のあいだは、概ね乳児は預からぬ方法を取り、約3歳位より7歳までを本体として収容する方がよい。只、多くの場合としてそれ以上の子どもがあるいは単独にあるいは幼児を背負って託児所にくるのであるが、それらもまた、副産物として収容して差し支えないことである。子を負う児童と誰も、親たちの気になってみれば、子は負わしたが果たしてどこへ行って遊んでいるということは気にかかるものである。故に、それらの子守りがみんな託児所に集まって安全に遊んでいるということは親たちを安心させるのである。また、大きな子どもが来て所内を賑わすことによって小さい子どもがよく遊ぶのである。</p>
開設日数	<p>・地方の事情によっては6ヶ月位続けて開設するものもあるが、大体1週間位を適当とする。但しこれは託児所を開く原因の如何によって異ならなければならない。即ち、田植えのために開くものならば、大抵1週間をもって閉止してよいであろうが、養蚕のためなら1ヶ月位開かねばならぬものもあろうし、断続的に3、4ヶ月位も開かねばならぬものもあるであろう。その他、塩田の繁忙期に開くとすると1ヶ月位は解説しなければならぬ。要は、地方に適するよう、3日でも1週間でも1ヶ月での開設とすべきである。</p>
農繁託児所の設備	<p>・幼児を集めるところをいうと、人々はすぐに幼稚園を想起する。従ってその設備も幼稚園のそれを想い起こすので、設備に金がかかるという気持ちを起こす。これは、農繁託児所としては禁物である。農繁託児所は小額の経費を以て設置するのを理想とすべきで、莫大な経費をかけていると永続しない。農村で事をする場合は、多くの金を使わぬことを重要な一つの心得としなければならぬ。そして、その額は決して一律することは出来ないが、大体1週間開設し、20人の子どもを預かったとして拾円から貳拾円位のところでなければならぬ。これは、昼食に対する措置あるいは間食の供与方、玩具の選び方等によって異なってくるのであるが、これ等は後節において述べることにする。要するにお金を多く使わぬことを大切な一要目とし、その基礎に立って実施方法を考えられたい。このお金を多く使わぬために、一番大切なことは人件費を使わぬということである。即ち、保姆に対して手当てを出したりしていることの経費はなかなか高額に上り、到底拾円が貳拾円では実施出来なくなるのである。故に保姆はみな事業の性質を理解し奉仕的精神によって、無報酬ではたらいいていただかなければならぬ。尚、設備としてブランコや滑り台を設けることは至極よいが、これもお金のかからぬ方法でやることにしなければならない。そのために、簡易なる設備方法を述べることにする。</p> <p>『農繁託児所の設備』</p> <p>『ブランコ』これは有志者の家から糸綱を借り出して、家屋の梁又は樹の枝から枝へ過ぎ丸太の類を掛けたものへ釣ることにする。</p> <p>『滑り台』これは至極簡単に、過ぎ丸太四本を杭に打って、その一方は小弟子をかけて児童の上り口とし、一方は滑りのよい板を打ちつけて、滑り下りるところとする。4本の杭の上は板を打って足踏場とする。</p> <p>『国旗』これは開設前予め処女会または補習学校生徒等の手によって、半紙へ赤インクを以て日の丸並びに旭日章を書いて、或は竹竿につけ、又は紐につけておく。</p> <p>『太鼓』祭太鼓が部落にあるなら、これを借り出して子どもの遊びに景気を添え、託児所の空気を賑やかなものにするに便し、又、早朝保姆が出掛け来て、子どもを呼び寄せる合図の太鼓とする。子どもが集まって終わった頃、ポツポツと保姆が来るのでなしに早朝から出掛けて太鼓を打ちならし、子どもが自然に吸い寄せられる様にありたい。</p> <p>『水鉄砲』竹の一節を残して筒を作り節の所へ穴をあけて、水の放出口とし、中へ細い竹の先へ布をくくりつけたものをさして、水を押し出す、所謂水やり鉄砲もまた時節に適した子どもの玩具である。水を盛って外庭の一隅に備えつけ、水やりの競争をやらす。</p> <p>『簡易鞆』寒冷紗の類で小さい鞆をつくり、開設前から各申込児童の宅へ配っておき、託児所へ来る時には毎日これを肩に掛けて出掛け来させる。そして鞆へは子どもの真苗を書いておく。これは、1つ6、7銭で作れる筈である。</p> <p>『勲章』玩具屋を探せば小銭で玩具の勲章をくれるが、その他、焦点の正札票を代用して勲章とするのもよい。その場合にはその正札票に子どもの呼び名を書きつけておく、子どもが集まった時名前を知らぬ叔母さんも平素親たちが呼んでおる名を呼んで、早く子どもと親密になる。</p>

項目	内 容
農繁託児所の設備	<p>『切紙・折紙細工』折鶴、風車、飛行機、金魚、章魚、提灯、造花など廃物紙を使って予め製作しておき、託児所の人口や天井に紐につけてぶらさげておく。あるところの託児所では、土地の銀行につとめる中年の男子が土曜日の一夜を通して風車を50～60ケ作り、小麦藁にさして農繁託児所へ寄附してこられたりした。旗、古ハガキの章魚や提灯もなかなか面白いものである。大抵村のうちにはこうしたことに妙を得た重賢な人がいるものである。これ等の人を動かす必要がある。</p> <p>『豆細工』豆細工の与一兵衛や鳥指しなどは子どもの喜ぶ玩具である。あらかじめ作っておいて1つずつ与えるのもよいし、豆を水に浸しておいて、保姆指導の下に子ども自身にやらすのもよい。</p> <p>『旗』これは国旗というわけではなく、森永製菓会社やミルク会社が広告のために作った玩具旗を予め会社又はその代理店に交渉して貰っておく。</p> <p>『鳥帽子』星製菓や菓子会社などに依頼して、広告用の鳥帽子をもらっておく。</p> <p>『オルガン』学校又は家庭から借り出して、出来れば容易な唱歌位は教えるとよい。</p> <p>『絵本』村内から古絵本を買い集めたり月おくれの絵本を買ったりしておく。</p> <p>『砂場』川の小石を探して砂遊びをする砂場を作る。これは、青年団に働いてもらって奉仕的に川から担いで来てもらう。この砂場には砂饅頭を作って遊ぶようにする、かげ茶碗や竹の筒や、飯杓子の廃物などを集めておく。</p> <p>その他、地方にはそれぞれ地方的な面白い土俗玩具もある。これ等をうまく託児所に取り入れることにしなければならない。</p>
託児料	<p>・託児料は取らない方が、都合が良い様であるが、地方の人情と習慣によって全期間を通じて貳拾銭や参拾銭の託児料なら却って徴収する方が良い場合がある。但しこれは必ずしも、現金で集める必要はなく、白米を集める方が都合の良いことがある。</p>
昼食並間食の措置	<p>・昼食はお弁当を持参することが一般向けであるが、母親達にしてみるとお弁当を作ることや副食物が気にかかる。そこで、託児所で昼食を炊き、食べさせることで親達の手数や心配を除くことができる。挿秧期に限って共同炊事をやることとして、その部落の親達はみな託児所に集まって食事をすることとしたら好都合である。多忙な時期に各家庭共、誰かが1人ずつ家に帰って茶を沸かすことは労力の上から見て大きな損失である。以上の方法を講ずるためには、白米なあり副食材料を集めておかなければならない。</p>

「農繁託児所の実際¹⁴⁾」182-192頁より作成

4. 緋田工による「農繁期託児所開設指針」

1932（昭和7）年6月、「農繁期託児所開設指針」が『社会事業』16巻3号に掲載された¹⁵⁾。著者は緋田であり全体の構成は6つに区切られ、冒頭には緋田が農繁期託児所を奨励するに至った経緯が述べられている。

「思い巡らせば、私が始めて岡山県で農繁託児所なるものの奨励に着手した年から数えて丁度足掛け8年目になる。大正13年の収穫時に、公用にて農村を旅行していた時に、百姓が路傍の田の畦に乳母車を置き、子供をその中に入れて作業に従事しているのを見て、これは農繁託児所を実施する必要があるという気になり帰郷してから上司（現在、内務省衛生局保健課長三浦直彦氏）に具申し、その深き理解と力強き庇護の下に斯業に關する研究を積み、之を愈々県下一般へ奨励する運びに至ったのは、大正14年の挿秧期からであった。」

緋田は、田の畦の乳母車の中で遊ばされている子どもを見て農繁託児所という施設を思いつくことが出来たという。そして、岡山県より以前にこの事業に着手した愛媛県と山口県の両県から贈られた農繁期託児所に関する印刷物を一読、大阪や東京の朝日新聞社の社会事業団が奨励と助成に力を入れて以来、広く一般に知られるようになったことを挙げ、その際、農繁期託児所は農繁期に子どもを預かる施設であるから無為閑散の時期に子どもを預かるのではないことを認識しなければならないなど注意をしている。また、日本の農村には往昔から農繁期に際して労力的に手伝い合う慣習が存在したが、これが近代的・社会的に形態を変えたものが農繁期託児所であり、この施設の第一次的目的は多忙な農家を手伝うこと（収穫のお手伝いという形式から子どもを預かることで足手まといを取り除くという形式で間接的にお手伝いをする）、そこには教育的な考慮が図られるべきで

表8 緋田による農繁期託児所開設のための6ヶ条

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 萬端凡て其の土地向きに趣向すること 2. 費用をなるべくかけぬこと 3. 成る可く多方面多人数の人の協力を基礎として設置すること 4. 成る可く村内全部の子供の集合し得る位置を選ぶこと 5. 乳児は最初の間はなるべく預らぬこと 6. 予め善き指導を受け、充分研究した上で着手すること |
|---|

「農繁期託児所開設指針¹⁵⁾」39-46頁より作成

あるが、教育的機能は第二次的なものであるべきで、教育的態度を深く尊重するあまり過大な教育的関心を寄せすぎないことを主張している。

緋田は、自身の経験と基礎知識をもとに農繁期託児所を開設するに当たり成功するための秘訣を紹介している。表8は、緋田が示した6ヶ条である。

緋田は、第1条に対して、農繁期託児所の設置に際して最も大切なことは、その施設をその土地やその時の事情に適合させることであり、その村を見てその村の社会に適合する施設・運営を指示する能力のある指導的人物が必要であり、府県官僚における社会事業職員の責務でもありと考えている。第2条に対しては、「あまり金をかけない」「金をかけなくても差し当たり工夫一つで設置出来るもの」という漢字を持たすことがこの施設を普及発達させる要訣だと主張している。これは、現在の農村が貧しく金をかけたくてもかけられない破目にあるためであり、農繁期託児所のために出来るだけ村の者を総動員させるような労力的手伝いに留まらず、遊戯具や食事、炊飯用の諸材料についても、農村の人心と経済事情に合わせた工夫が欲しいとしている。第3条では、主催者の独りよがりや慎み、この施設が村や部落のものとして成長していくために、衆の力が必須であると述べている。そして、今日の農村でこの施設の運営に最も適した団体は婦人会や処女会であるとし、この両団体を動かすことが最も適当であると共に意義があるとしている。そして、婦人の社会的無為（自然で作為的ではないこと）が叫ばれる傾向があるもののこの種の施設のためにこれらの団体が動くことがどの方面から見ても意義深いと続ける。緋田は、農繁期託児所は「家庭外」の社会的な研究活動であると説き、日本の婦人は家庭的訓練にて長ずるが、その代わり、社会的訓練において欠

けるものがあると言われていることを指摘し、この点からもこの施設は今後の女性の進出に資するところがあるという。そして、開設に当たり力を借りたいのは、小学校をはじめとして農会、その他の公私諸団体、神職、僧侶、警察官及び新聞通信記者等の人々であると述べ、町村役場の人々の力も借りることを指摘している。なお、小学校職員の参加を受けることは絶対に必要であること、主催者を誰にするかという問題が生じた場合は、その町村自らこれを経営するも可、村内社会事業団体の経営とするのも可、婦人会、処女会の共同経営とするのも可であり、要は、その村で最も適する団体や個人がこれを主催するにしても、その功を一人で愉しむことがない限り主催者の誰彼は問題ではない。第4条には、農繁期託児所が真に村民の喜びに値するために必要であることが述べられている。緋田は、農繁期託児所の理想は、これを日本全国津々浦々の農村に普及させて、子どもという子ども（受託年齢後述）は皆これに収容され、安全に楽しく農繁期を保護され、いかに優秀な施設でも農家の子どもに潤いをもたらすものでなければならぬと考えており、幕末の農政大家である佐藤信淵の農村託児施設に対する研究と抱負の一端を紹介、国民教育のために小学校の設置をするが如く、農繁期託児所も全国的に設置される日が来ることを待望している。農繁期託児所はこれを村内の各部落に設置する方針で研修することが最も善く、岡山県では、1村内に10ヶ所以上設置した村が数ヶ村あったが、何れも好成绩で村民の喜びは無常であったことが根拠となっている。第5条では、受託に慣れない者が乳児を預かる際に幼児の保育と混合して預かることは考えものであるとし、乳児を預かる場合は、受託者がこの事業に馴れて親も子の施設の趣旨を充分に

理解した後に開始すべきであると続け、まずは、開設1年目に受託すべき年齢は3歳から学齢期までとするのが適当であることを付け加えている。最後に第6条では、物事は全て始めが大切で、人様の愛児を預かるのであるから着手前にこの事業を充分研究する様に奨めている。そして、参考のために都市の託児所又は幼稚園、あるいは近隣の農繁期託児所を一応視察することを推奨、但し、都市の常設託児所や幼稚園と農村の臨時的託児所にはその間において甚だ相違すべき点が存在することを述べ、まとめとしている。

以上のように、「農繁託児所開設指針」に関する主な内容は、農繁期託児所開設に伴う必要事項であるが、緋田が、農繁期託児所を奨励し普及に努めてきた経緯や、これから事業として開設しようとする人々に対して、前向きな思いを綴っていることが分かる。緋田は自身が岡山県において8年かけて現地調査を実施した結果をもとに農繁期託児所の開設指針を作成、社会事業における機関誌に掲載することで自身の研究成果及びこの施設の実際の運営に関係するポイント等を6ヶ条として示していた。

おわりに

本稿は、大正末期から昭和初期において岡山県社会事業協会及び社会教育研究所の研究員であった緋田工に着目し、緋田工が農繁期託児所の研究を始めたきっかけやこの施設の普及・開設に向けた動き及び経営方法、そして、農繁期託児所開設指針が社会に示されるまでの経緯と内容を明らかにすることを目的とした。その手立てとして、岡山県を中心に実施された農繁期託児所の奨励と普及活動について史料をもとに考察するとともに、緋田がどのような思いを抱えながら研究を進めていったのか、開設指針執筆にたどり着く経緯やその内容について具体的にまとめていくことを目指した。

緋田は、農繁期託児所の奨励と普及活動に関して先鞭をつけた山口県や愛媛県に続き、岡山県内の村や部落を対象に現地調査を実施、農繁期に幾度となく起きていた痛ましい子どもの事故を減らして安全に過ごせる施設の在り方を模索していた。

結果、農繁期託児所は、児童保護・労働保護のために多忙な農家を手伝えることを第一義的な目的とする施設であり、教育的な考慮も図られるべきではあるものの、教育的態度を深く尊重するあまり過大な教育的関心を寄せすぎない性質を持つ場所として位置付けられた。このような位置付けには、開設に係る設備や運営費などに関して過大にお金の負担がかけられない貧しい農村の暮らしが背景にある。

1932(昭和7)年、緋田の研究成果である「農繁期託児所開設指針」が『社会事業』に掲載された。この開設指針は、これから事業として農繁期託児所を開設しようとする人々に向けて示されたものではあるが、施設の設置や運営をきっかけにして、お金をかける代わりに村の人々の協力を積極的に得たり工夫したりする動きの必要性も盛り込まれている。緋田は、農繁期託児所の開設を通じて各村や部落など農村部そのものの発展を願っていた。

注

- 1) 石原剛志, 大石茜編者『戦前日本の社会事業・社会福祉資料第2期 児童の生活状態 浮浪・家出・自殺/私生児 農繁期託児・障害児・障害児施設(上)』5巻、柏書房、2018年、38頁。
- 2) 相楽真樹子「戦前農村部における託児所の奨励と普及活動—山中六彦『保育事業と農繁託児所』の検討を通して—」『淑徳大学短期大学部研究紀要』第65号、2022年。大正末期から昭和初期における山口県内の農繁期託児所の奨励と普及活動の実際について、山口県社会事業協会発行のパンフレットや山中六彦の業績・著書を検討した。農繁期託児所の奨励・普及活動は、1920年代より山口県社会課及び山口県社会事業協会からの奨励がなされていたこと、『山口県社会時報』『社会業書』の発行、「山口県社会事業大会」開催が社会事業普及の方策とされていたこと、パンフレットの活用に留まらず、幼稚園長の経験をもち、田部高等女学校校長であった山中六彦が、実際に学校で継続的に実施・運営した農繁期託児

- 所をモデルとして保育論を説き、著述や県内各地への講習会、さらには他県へ出向きその普及に邁進した結果、山口県内で農繁期託児所が着実に増加し継続して実施されていったことが明らかとなっている。
- 3) 日本幼稚園協会「岡山県真庭郡河内村農繁期託児所（農繁期託児所の実際）」『幼児の教育』30巻9号、1930年、25-26頁。
 - 4) 緋田工『全訂 特高必携昭和8年版』新光閣、1933年。緋田が内務省保安課に所属した際に執筆、特別高等警察官向けの指南書である。ちなみに、特別高等警察は、高等警察の機能を持つ組織であり、国家組織の根本を危うくする行為を除去するための警察作用と定義されている。戦前の日本では、治安警察法・出版法・新聞紙法に基づいて、この種の警察作用が行われていた。総元締めは、内務省警保局保安課であった。
 - 5) 緋田工『日本精神新講』新光閣、1934年。
 - 6) 緋田工『新官吏道の提唱』新光閣、1935年。新官吏の歩むべき途を「新管吏動7則」として提唱した。
 - 7) 緋田工『警察精神作興』警察協会、1935年。
 - 8) 緋田工『社会常識教本』松華堂、1936年。前内務省警保局という立場で執筆した。
 - 9) 緋田工『経済警察読本』松華堂、1938年。経済警察とは、国家経済と国民経済の進展を確保することを目的とした警察であり、その組織の警察官に向けた指南書である。
 - 10) 国枝幸子「倉橋惣三と児童保護についての一考察—農繁託児所を中心として—」聖園学園短期大学研究紀要30号、2000年、68頁。
 - 11) 倉橋惣三・緋田工共著『農繁託児所の経営』保育パンフレットI、フレーベル館、1932年。
 - 12) 緋田工「農繁託児所の成績」『連帯時報』第5巻7号、1925年。
 - 13) 緋田工『託児所の経営と其の教育の基調／附・農繁託児所の経営』社会教育研究所、1926年。
 - 14) 緋田工「農繁託児所の実際」『連帯時報』第7巻4号、岡山県社会事業協会、1927年。
 - 15) 緋田工「農繁期託児所開設指針」『社会事業』、16巻3号、1932年。